

定価(消費税込)一箇年 一七、六〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第三十七号

令和五年

九月四日

月 曜 日

目次

規則

○青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する
規則 …………… 一

規則

山梨県規則第二十九号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号口中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番